

税の申告が始まります

申告相談は事前予約制

申告相談の期間

2月16日(金)～3月15日(金)

※土日、祝日は除く

ID 875808146

問合せ 税務課(TEL23-7615)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告、贈与税の申告

次のいずれかに該当し納税となる方は申告が必要です

■事業所得・不動産所得などがある方

令和5年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除・年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の合計金額よりも多い方

■給与所得があった方

◆令和5年中の給与収入が2千万円を超えた方

◆1カ所から給与等の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えた方

◆給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超えた方など

■公的年金などを受給した方

◆令和5年中の公的年金などの収入が400万円を超えた方

◆公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円を超えた方

所得税及び復興特別所得税の還付

次のいずれかに該当する場合には、確定申告をすることで、源泉徴収された税金や予定納税した税金が還付されることがあります。

◆住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入または増築した方

◆令和5年中に多額の医療費を支払った方

◆災害や盗難にあった方

◆年の途中で退職し、再就職して

いないために年末調整を受けていない方

◆年末調整で諸控除の手続きをしなかった方

消費税及び地方消費税の申告をされる方へ

インボイス発行事業者となられたことを機に免税事業者から課税事業者になられた方は、インボイス発行事業者の登録日以降の消費税及び地方消費税の申告が必要となります。

また、売上げ及び仕入れ(経費)に係る各金額を、8%(軽減税率)と10%(標準税率)に区分するとともに、インボイス制度開始後の仕入れについて、インボイス発行事業者からの仕入れとそれ以外の者からの仕入れに区分した上で、それぞれの科目ごとに集計する必要があります。

市県民税の申告

市県民税申告が必要な方

令和6年1月1日現在市内在住で、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

■令和5年中に次の所得があった方で、確定申告が不要の方

◆営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方

◆土地、建物などを売却した方(収用以外)

■公的年金などを受給した方で確定申告不要の方

◆扶養控除等申告書を提出してない方

◆社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方

■給与所得があった方で確定申告不要の方

◆パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整をしてない方

◆令和5年中に退職した方

◆給与以外に所得のあった方

◆雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

■令和5年中に収入がなかった方や非課税所得のみであった方

ほかの親族の税金上の扶養になっっていない方


市県民税申告が不要の方

◆令和5年分の確定申告をした方

◆給与のみの方で年末調整をした方



申告相談の日程・会場

	新城税務署	新城市	
会場	新城税務署別館会議室	市役所東庁舎会議室	・市民センターほうらい ・作手総合支所
受付日時 (土日祝日を除く)	2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～16:00	2月16日(金)～3月8日(金) 9:00～15:00	3月11日(月)～15日(金) 9:00～15:00
会場の 受付方法	<p>入場整理券の配付</p> <p>①LINEで事前発行</p>  <p>◀国税庁 公式LINEアカウント</p> <p>②会場前で当日配付</p> <p>※入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますのでご了承ください。</p>	<p>電話またはインターネットによる完全予約</p> <p>■電話</p> <p>0570-055-446(通話料がかかります) 受付時間 9:00～17:00(土日、祝日を除く) 予約開始 1月25日(木)</p> <p>■インターネット</p> <p>氏名、電話番号、メールアドレスなどを入力します。事前の確認をお願いします。 受付時間 24時間可能 予約開始 1月19日(金) ※予約は前日までにお願いします。 (当日分の予約はできません。)</p>	
その他	<p>申告に関する相談</p> <p>電話 22-2141(自動音声案内で「0」) 応答期間 3月15日(金)まで</p> <p>会場では基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきます。 事前にマイナポータルアプリをインストールしておくと、申告書の作成がスムーズです。</p> <p>■必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スマートフォン ◆源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ◆マイナンバーカード ◆カード発行時に設定した次のパスワード <ul style="list-style-type: none"> ・署名用電子証明書(英数字6桁から16桁) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) 	<p>次の申告相談は新城税務署へ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住宅借入金等特別控除(初年度) ②準確定申告(亡くなった方の申告) ③青色申告 ④山林所得 ⑤譲渡所得(土地・建物・株式) ⑥先物取引に係る雑所得 ⑦過年分の申告 ⑧消費税及び地方消費税・贈与税の申告 <p>上記以外でも申告内容によっては新城税務署で相談をお願いすることがあります。</p>	

森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から年額千円を個人住民税均等割と併せて負担していただくこととなります。

森林環境税(国税)の課税が始まります



▲動画解説



▲作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書、収支内訳書のほか、消費税及び地方消費税の申告書の作成・送信が可能です。

「自宅等からe-Tax申告」が便利です



申告相談に必要なもの

申告相談に行く前に準備できているかチェックしましょう！



□マイナンバーが分かるもの



□身元確認ができるもの



□本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカード(所得税の還付を受ける方)

【前年以前に確定申告をされた方】

- 税務署からの「おしらせハガキ」や「お知らせ通知書」、または税務署発行の利用者識別番号・暗証番号(ID・パスワード)の分かるもの
- 申告書の控えなど申告内容が分かるもの

所得の確認のために必要なもの

給与所得者、公的年金等受給者	源泉徴収票(原本)
営業・農業・不動産所得のある方	<ul style="list-style-type: none"> ●収支内訳書 ●所得確認に必要な帳簿類(収入の分かるもの、経費の領収書、固定資産税課税明細書など) ※収支計算していない方は、相談受付できません。

控除を受けるために必要なもの

扶養控除	扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、その方の所得および個人番号が分かるもの
社会保険料(国民年金など)・生命保険料・地震保険料	控除証明書
医療費控除	領収書の添付または提示だけでは、医療費控除が受けられません。次の①②の書類の作成・添付が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療費控除の明細書の作成 ②保険者が発行する医療費の通知書の添付 ※領収書の合計額だけ計算した場合は、相談受付できません。①を作成してからお越しく下さい。

ふるさと納税ワンストップ特例を利用した方へ

次の①と②に該当し、ふるさと納税した自治体に申請書を提出した方は、確定申告が不要です。

- ①確定申告・市県民税の申告を行う必要のない方
- ②ふるさと納税を行った自治体数が5団体以内の方

ワンストップ特例の申請が無効となる場合

- ◆医療費控除などのため確定申告や市県民税申告を行う場合
- ◆5カ所を超える市町村に申請を行った場合
- ◆申告特例申請書に記載した住所地と賦課期日(令和6年1月1日)現在の住所地が異なる場合

ワンストップ特例の申請をした方が、確定申告や市県民税申告をする場合は、特例申請分を含めて申告をしてください。

すぐ田舎すぐ都会 〜新城市の移住定住施策〜

問合せ 企画調整課(TEL 23-7620)

令和4年度に移住定住担当部署を新設し、地域の活性化や担い手確保に繋げる取り組みを行っています。近年、本市への移住を希望されている方は増加しています。

当たり前が魅力的

「自然が豊かなところで暮らしたい」「古民家でカフェを創業したい」「自然を活かしてキャンプ場を創業したい」「交通アクセスが良い」など、様々な理由で移住されています。

愛知県で2番目に広い面積を誇る新城市は、市街地から山間部までゆとりのある自然豊かな街です。新東名高速道路も開通し、アクセスが充実してきました。

本市で育った方にとっては当たり前と感じているコトやモノが、移住される方には魅力的に感じることが多くあります。

現在、インスタグラムを活用し、本市の魅力を多くの方に知っていただき、来訪につながる情報発信をしています。

空き家

移住を希望されている方が増加しているのと同時に、移住に関する相談件数も増加しています。

相談内容の多くが「空き家を探している」というものです。

移住するには「住まい」の確保が必須です。アパート等の借家を希望される方もいますが、空き家を探している方も多くいます。

しかし、空き家はあっても物件として紹介できる空き家が少ないのが現状です。

本市では、移住定住に協力いただける事業者の登録制度を行っています。登録事業者はこちらをご覧ください。



▲登録事業者



▲Instagram「しんしろライフ」

「仏壇があるから」「愛着があるから」「片付けが出来ていないから」など、様々な理由で空き家のままとなっているケースがあります。

空き家は長く放置しておくとは維持が必要となり、場合によっては野生動物が棲みつく等、活用できなくなってしまうです。

空き家を所有されている方で利活用を検討していただける方は、市役所へご相談ください。登録事業者を紹介します。

なお、空き家といっても所有者の方の財産です。近隣の方から空き家利活用について強要等はお控えいただくようお願いいたします。



地域の力

移住されてくる方は、その地域に知り合いが少なく、地域のルールもわかりません。

地域の方は、挨拶からお互いのことを知り、新たな仲間として温かく迎えてください。

実家の良さ

全国の中山間地域などでは、少子高齢化だけでなく、若者が市外へ移動するケースが多くあります。勤務先や大学等の近隣に借家を借りて生活している若者も多くなります。

本市に実家があり、通勤や通学が可能な方にとってのメリットを紹介いたします。個人差はありますが、貯蓄や旅行、趣味に使えるお金を確保することができます。

区分	借家	実家	差額
食費	50,000	30,000	-78,000
住居	40,000		
光熱・水道	13,000	10,000	0
家具・家事用品	5,000		
衣服など	10,000	5,000	0
保険医療	5,000	12,000	12,000
交通費	0	7,000	0
通信	7,000	10,000	0
その他雑費	10,000	74,000	-66,000
生活費支出計(単月)	140,000	888,000	-792,000
生活費支出計(年間)	1,680,000		

※個人差があります

▶近隣市町村へ就職をして、アパート暮らしをした場合と実家から通勤した場合との比較例

第10期 若者議会メンバー募集

ID 217186394 問合せ 市民自治推進課 TEL 23-7697 MAIL: shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp

募集期間 1月15日(月)～3月14日(木)

第10期若者議会のメンバーを募集します。若者議会の活動を通して、あなたの新城への想いを実現しよう！

対象 おおむね16歳から29歳までの市内在住、在学、在勤の方

定員 20人以内


任期 1年

回数 月3回程度（視察・PR活動などにより増えることもありま

申込 3月14日(木)までに左の申込フォームからお申し込みください。または、応募用紙を市民自治推進課へ提出してください。

その他 新城市にゆかりのない方でも市外委員として応募できます。（定員5人以内）

若者議会とは？
若者が意見を出し合い、若者が活躍できるまちの実現に向けて政策を立案します。



▲申込フォーム

若者議会アンケート

若者議会の政策に多くの若者の意見を反映させるために、若者の皆さんが新城市や若者議会についてどのような考えをお持ちなのか知りたいと思っています。

是非アンケートに御協力ください。

アンケートは、右の回答フォームから回答をお願いします。

対象：中学生から29歳までの全ての若者

回答期限：3月14日(木)まで



▲回答フォーム

一緒に若者議会を
やろう！！

詳しくは市ホームページを
ご覧ください！



迷っている方必見！

第10期生募集説明会&みてふれ講座

私でもできるかな？学業や仕事と両立できるかな？などなど。不安な点を解消するチャンス！現役メンバーと直接話したり、第9期生の取り組みについても聞くことができます。

日時：2月22日(木)
19：00～21：00

場所：市役所4階会議室

申込：下の申込フォームからお申し込みください。

※申込みは、
2月18日(日)まで。



申込フォーム▶

【募集説明会の流れ】

- ①活動報告 若者議会の活動や第9期の取り組みについて、聞くことができます。
- ②巨大すごろく みんなで協力しながら、新城市や若者議会について楽しく学んでみよう！
- ③お悩み相談会 若者議会に入る前に聞きたいことや不安な点を経験者に相談できます。
- ④若者議会体験 若者議会の会議を体験できます。実際の雰囲気を感じてみよう！



1~3月 応募期間

START



申し込みや相談は市民自治推進課へ

4月 準備会



若者議会とは何か？レクリエーションを交えながら、楽しく学んで交流します。

5月 所信表明



あなたの新城への想いを熱く語っていただきます。

9~10月 政策再検討



市の政策として必要なことをとことん考え、政策としての精度を高めていきます。

8月 中間報告



今まで考えてきた政策に込めた想いを、各担当課にぶつけます。

6~7月 政策検討



市の政策とは？検討している政策にニーズはあるの？考えることはたくさん！

11月 市長答申



約半年かけて練り上げた政策を市長に提出します。委員としての集大成！

12~3月 次へ



答申終了後は、政策実現に向けた準備をします。

4月 実現へ



3月の市議会で承認されれば、翌年度実際にカタチになるよ！

先輩の声

若者議会メンバーとして1年間活躍してきた第9期の先輩たちからのメッセージです。



すがぬま けんた
菅沼 堅太 さん

いろんな人と
関われる機会

新城市のまだ知らない魅力を知ることができます。社会人や学生などいろんな方と関わったので、対話をするときの自信がついた経験になりました。



はしもと あいな
橋本 愛那 さん

自分自身の新たな発見

新城市の新たな魅力の発見、そして自分自身の新発見もできます。若者議会のメンバーとともに新城市の役に立てる貴重な喜びを得ることができました。

しんしろまちなか映画祭 2024を開催します

ID 517872379

問合せ 市民自治推進課
(TEL 23-7697)

今年も厳選した4作品と関連企画をご用意しました。ぜひ、ご来場ください。

開催日 3月9日(土)、10日(日)

場所 新城文化会館小ホール

料金 1作品につき

前売り(一般) 500円

当日(一般) 800円

新城文化会館とピアゴ新城店で発売しています。

その他 関連企画として、「グル

メ映画ポスター展&ギャラリートーク「しんしろママちゃん」プラスミニコンサート」に加え、今年も、久遠チョコレートや市内お菓子店による「まちなかお菓子マルシェ」を開催し、展示販売します(現金のみ)。入場は無料です。



▲詳細情報



©2022「瀬戸内寂聴 99年生きて思うこと」製作委員会

瀬戸内寂聴 99年生きて思うこと

10日(日) 9:30~
2022 KADOKAWA(95分)
監督：中村裕
出演：瀬戸内寂聴



©東海テレビ放送

チョコレートな人々

9日(土) 9:30~
2022 東海テレビ(102分)
監督：鈴木祐司



©2022「銀河鉄道の父」製作委員会

銀河鉄道の父
10日(日) 13:30~
2023 キノフィルムズ(128分)
監督：成島出
出演：役所広司/菅田将暉



©2012 - Armoda Films- Vendome Production - Wild Bunch - France 2 Cinema

大統領の料理人

9日(土) 13:30~
2012 ギャガ(94分)
監督：クリスチャン・ヴィンセント
出演：カトリーヌ・フロ
ジャン・ドルメッソン

市の施策などにあなたの 声をお聞かせください パブリックコメント

問合せ 総務企画課
(TEL 23-7852)

新城市民病院経営強化プラン(案)について、意見を募集します。

期間 1月25日(木)~2月23日(金)

対象 市内在住、在勤、在学の方

提出方法 住所、氏名を記入の上、

持参、ファックス(22-2850)、

メール (byouin@city.

shinshiro.jp) または郵送

(〒441-1387 新城市字

北畑32番地1)で担当へ提出し

てください。

その他 口頭や電話による意見は

受付できません。また、お寄

せいただいた意見に対する

個別の対応は行いません。

計画の閲覧方法と閲覧場所

市民病院ホームページ、

市民病院総務企画課(3階)、

本庁舎秘書人事課(3階)、

各総合支所

もっぴーティーズチャンネルをたのしもう!

FacebookやX(旧Twitter)のティーズチャンネル公式アカウントでは、番組では紹介できない情報など更新しています(^^) ぜひ、フォローしてくださいね♪



フェイスブック

ティーズ



X (旧Twitter)

@teeshensei




【ティーズ】今月の番組スケジュールはこちらからご確認いただけます

0120-816-142

豊橋ケーブルネットワーク株式会社 豊橋市小畷町596 【営業時間】9:30~17:30 <https://www.tees.jp/>

※財源確保のために有料広告を掲載しています。広告の内容に関する問い合わせは、直接広告主へ。